

資産担保貸出の条件

シンジケートローンによる債権流動化から無担保無保証のスマールビジネスローン、あるいはDDSなど、ここ数年新しい融資スキームの開発と推進がめざましい。最近是不動産担保に依存しない新しい貸

出手法として、売掛金や在庫・設備を担保にした資産担保貸出の活用が目ざされている。政府も不動産担保の公示制度の立法化を進めるなど、資産担保貸出の普及のための条件整備が始まっている。

米国における資産担保貸出の活用

法的基盤が整備されれば

売掛金・在庫は「主たる担保」となりうる

トゥルバグルプホールディングス

社長 小野 隆一

「アセット・ベース・レンディング」(Asset Based Lending: 資産担保貸出)は、アメリカにおいてミドルリスク・ミドルリターンマーケットをカバーする貸出手法として広く活用されている。この手法が日本においても、従来型の不動産担保に依拠した貸出に代わる新たな貸出手法として注目され始めている。本稿では、アセット・ベース・レンディングの基本的なノウハウを解説し、日本における実践的な活用方法について考えてみたい。



法制審で

新しい法整備を審議

アメリカでは、「企業の保有するさまざまな資産(Asset)」を活用した貸出手法を

「アセット・ベース・レンディング」と呼んでいる。

アセット・ベース・レンディングにおいて、貸手である金融機関は借手である企業の保有するさまざまな資産を担保として貸出を行うが、その際、不動

産などの固定資産よりも処分性、換価性の高い流動資産が広く活用されている。

すなわち、アセット・ベース・レンディングの主たる担保は企業の行う事業に基づく資産である売掛金や在庫であり、そ

のほかの動産(機械類)、不動産、工場設備、知的財産権(特許、商標など)は付属的な担保として取り扱われる。

売掛金や在庫など日々変動する企業の保有資産を担保として貸出を行う場合、それらをどの

動産担保融資の推進に

他業態とのアライアンスを模索

担保評価、管理、処分を担う専門業者の成長がカギに

従来から日本の金融機関も債務者企業の業種に応じて、在庫を担保にとつた融資を行ってきた。しかし、自己査定上も動産の担保価値を認めるためには多種多様な品目にわたる回収データが圧倒的に不足していることがネックとなっており、動産担保融資の今後の普及には評価、管理、処分を担う関連業界の成長がカギとなる。

動産担保の問題点

「タダ同然と思っていた在庫への譲渡担保が更生担保権と認められ、予想外に高い配当が支払われた。動産の担保価値を実感した」

九八年四月に会社更生手続に入ったゴム靴製造大手、アサヒ

コーポレーションの債権者だった大手行の審査担当者が述べた。高配当は譲渡担保権を設定した定価三〇〇〇円の「ポケモン」靴が業者間で一〇〇〇円で処分できたことによる。

商社が財務基盤の弱い取引先に掛売りする際、在庫に譲渡担保権を設定することはめずらし

くない。金融機関も貸出先が水産養殖業者、下請け建設会社、IT関連企業などの場合、在庫や設備（ハマチ、シヨベルカ、モテムなど）に譲渡担保権を設定している。

動産担保権も不動産担保権と同様、法的整理では物件の価値から優先的な弁済を受けること

ができる（会社更生法では更生担保権、民事再生法・破産法では別除権として保護される）。債務者が破綻して債権者による自力執行が跋扈する状況さえ避けられるならば、理論的には担保権者は管財人が物件を処分ないし評価して配当を支払ってくれるのを待つていれればよい。

もっとも、動産担保の場合、物件の使用を債務者に許したまま対抗要件を取得する方法が債権者・債務者間の合意（占有改定）しかないため、債務者が二重、三重に譲渡担保権を設定してしまう可能性を排除できない。また、法的整理において「管財人は物件の特定性が弱いなど、なにかと理由をつけて担保権の成立を否認し、企業の運転資金を確保しようとする」（商社関係者）。

しかし、今年秋の臨時国会に上程が予定される動産担保の登記制度が普及すれば譲渡担保権の二重設定は相当程度解消する